

粉じん障害防止総合対策推進強化月間について

姫路労働基準監督署

兵庫労働局では9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策を推進することとしています。各事業場におかれましては、本月間の趣旨をご理解いただきますとともに、粉じん障害を防止するための取り組みをお願いいたします。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間！

実施期間 令和4年9月1日～9月30日

兵庫労働局 健康課

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、8次にわたって粉じん障害防止総合対策を取り組んでおり、当局管内における、じん肺新規有所見者数は大幅に減少していますが、依然として新規有所見者は発生しています。

兵庫労働局においては、引き続き、「兵庫労働局第9次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（平成30年度から令和4年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策のより一層の徹底を図っています。

重点事項

- ◆ 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業の粉じん対策
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ 呼吸用保護具の使用徹底及び適正な使用
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業における粉じん対策
- ◆ じん肺健診の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と

自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業

- ◆ 呼吸用保護具使用の徹底とその要旨を掲示
- ◆ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等
- ◆ 衛生委員会における調査、審議、周知徹底

2 ずい道等建設工事

- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

3 呼吸用保護具の使用徹底、適正な使用

- ◆ 保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

4 アーク溶接作業

- ◆ 呼吸保護具の着用の徹底及び適正な着用
- ◆ 健康管理対策の推進、健康管理教育の徹底

5 金属等の研磨作業

- ◆ 特定粉じん発生源に対する措置の徹底
- ◆ 局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆ 作業環境測定、特別教育、呼吸用保護具の着用、たい積粉じん対策、健康管理対策の推進

6 じん肺健康診断

- ◆ じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

7 離職後の健康管理

- ◆ じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知、粉じん作業に係る自主点検の実施の援助 ★講習会・セミナーの開催 ★月間中のパトロール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★取組の自主点検の実施 ★「粉じん対策の日」の設定 ★じん肺健診の実施 ★労働衛生教育の実施
屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業	<ul style="list-style-type: none"> ★平成26年7月及び平成29年6月施行の改正粉じん則に基づく措置（有効な呼吸用保護具の使用）の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★有効な呼吸用保護具使用の徹底 ★有効な呼吸用保護具を使用すること等要旨を記載したものを作業場の見やすい場所へ掲示
ずい道等建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ★「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知 ★特別教育の受講勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ★「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
呼吸用保護具の使用の徹底等	<ul style="list-style-type: none"> ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ★保護具着用管理責任者の選任 ★じん肺管理区分が管理2又は管理3イである労働者の粉じんばく露低減措置の一つとして、電動ファン付き呼吸用保護具の使用
アーク溶接作業、金属等の研磨作業	<ul style="list-style-type: none"> ★屋外でアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になっていることの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★局所排気装置等による作業環境の改善 ★呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進 ★特別教育の徹底 ★たい積粉じん対策の推進
離職後の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ★健康管理手帳制度の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ